

平成 25 年 3 月 26 日

会員事業所各位

福江商工会議所
中小企業相談所

保証料割引制度の変更のお知らせ

下記および別紙のとおり中小企業要領に基づく保証料割引制度の変更がありましたので、会員事業所の皆様に対してご案内致します。

記

《 保証料割引制度の概要 》

「中小企業要領」の全ての項目について、財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士が適用状況を確認した書類(チェックリスト)を提出した中小企業に対して、保証料率を0.1%割り引きます。

《 対象となる中小企業、割引制度の対象となる保証、割引適用の確認書類 》

別紙、「中小企業の会計に関する保証料の割引について」を参照して下さい。

※ 信用保証協会ホームページより抜粋

《 実 施 日 》

平成 25 年 4 月 1 日保証申込受付分より実施します。

《 問合せ先 》

長崎県信報保証協会 ☎ 095-822-9171

福江商工会議所 ☎ 0959-72-3108

以上

中小企業の会計に関する保証料の割引について

信用保証協会では、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の普及活動の一環として、平成25年4月から「中小会計要領」を会計ルールとして採用する中小企業を対象とした保証料率割引制度を開始することとしました。
なお、この割引制度の開始に伴い、これまで実施していた「中小企業の会計に関する指針」による保証料率の割引は、平成25年3月末の保証申込をもって終了いたします。

※詳細につきましては、中小企業庁のホームページをご覧ください。

「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく割引	
割引制度の概要	「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について、財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士が適用状況を確認した書類（チェックリスト）を提出した中小企業に対して、保証料率を0.1%割り引きます。
適用対象者	①以下を除く株式会社 ・金融商品取引法の規制の適用対象会社 ・会社法の会計監査人設置会社 ②特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社 ③監査法人、弁護士法人等の士業法人 ※個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。
割引対象保証	責任共有制度対象かつ料率弾力化された保証（特定社債保証、一括支払保証を除く） ※セーフティネット保証等、特定の政策目的により設けている保証制度は対象外となります。
確認書類（必要書類）	①中小企業の会計処理に関する基本要領の適用に関するチェックリスト ②中小企業の会計に関する基本要領に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書
取扱期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日に保証申込を受付けたもの

（注）会計参与設置会社に対する割引は、従来通りの内容で継続します。

「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト

【平成25年4月制定】

[会 社 名] _____

代表取締役 _____ 様

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度における計算書類について、貴社から提供された情報を基にその計算書類の作成に関与し、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）の適用状況に関して、次のとおり確認を行いました。

平成 年 月 日

税理士会所属税理士・税理士法人登録番号 _____
公認会計士・監査法人登録番号 _____

注）公認会計士及び税理士の両者に登録されている場合には、公認会計士登録番号、所属税理士会名及び税理士登録番号のすべてをご記入下さい。

税 理 士 _____ 印
公 認 会 計 士 _____

事務所の名称
及 び 所 在 地 _____

連絡先電話番号 （ ） -

No.	勘定項目等	確 認 事 項	残高等	チェック	
				YES	NO
1	収益、費用の基本的な会計処理	収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上し、費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上したか。			
		収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算したか。			
2	資産、負債の基本的な会計処理	資産は、原則として、取得価額で計上したか。			
		負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上したか。			
3	金銭債権及び債務	預貯金は、残高証明書又は預金通帳等により残高を確認したか。			
		金銭債権がある場合、原則として、取得価額で計上したか。	無	有	
		金銭債務がある場合、原則として、債務額で計上したか。	無	YES	NO
		受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを貸借対照表の注記としたか。	無	有	
4	貸倒損失	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上したか。	無	YES	NO
	貸倒引当金	回収不能のおそれのある債権がある場合、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上したか。	無	有	
5	有価証券	有価証券がある場合、原則として、取得原価で計上し、売買目的の有価証券については、時価で計上したか。	無	YES	NO
		時価が取得原価よりも著しく下落した有価証券を保有している場合、回復の見込みがあると判断したときを除き、評価損を計上したか。	無	有	
6	棚卸資産	棚卸資産がある場合、原則として、取得原価で計上したか。	無	YES	NO
		時価が取得原価よりも著しく下落した棚卸資産を保有している場合、回復の見込みがあると判断したときを除き、評価損を計上したか。	無	有	
7	経過勘定	経過勘定がある場合、前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めず、また、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映したか。	無	YES	NO

No.	勘定項目等	確 認 事 項	残高等	チェック	
				有	
8	固定資産	固定資産がある場合、原則として、取得原価で計上したか。	無	YES	NO
		有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行ったか。 (注)「相当の減価償却」とは、一般的に、耐用年数にわたって、毎期、規則的に減価償却を行うことが考えられます。	無	有	
		固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明した場合は、評価損を計上したか。	無	YES	NO
9	繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、その効果の及ぶ期間で償却したか。	無	有	
		法人税法固有の繰延資産がある場合、長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却したか。	無	YES	NO
10	リース取引	リース取引に係る借手である場合、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行ったか。	無	有	
11	引当金	翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を賞与引当金として計上したか。	無	有	
		退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に退職給付引当金を計上したか。	無	YES	NO
		中小企業退職金共済、特定退職共済等を利用している場合、毎期の掛金を費用処理したか。	無	有	
12	外貨建取引等	外貨建金銭債権債務がある場合、取引時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上したか。	無	有	
		決算時の為替相場によった場合、取引時の円換算額との差額を為替差損益として損益処理したか。	無	YES	NO
13	純資産	期末に自己株式を保有する場合、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括控除する形で表示したか。	無	有	
14	注記	会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記したか。		YES	NO
		会計処理の方法を変更した場合、変更した旨、合理的理由及びその影響の内容を注記したか。	無	YES	NO
		中小会計要領に拠って計算書類を作成した場合、その旨を記載したか。		YES	NO
15		すべての取引につき正規の簿記の原則に従って記帳が行われ、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿が作成されているか。		YES	NO
		中小会計要領で示していない会計処理の方法が行われている場合、その処理の方法は、企業の実態等に応じて、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から適用されているか。	無	YES	NO
		上記以外の中小会計要領の項目がある場合、その適用状況が適正であることを確認したか。	無	YES	NO

- 「残高等」の欄については、該当する勘定項目等の残高がない場合又は「確認事項」に該当する事実がない場合は、「無」を○で囲みます。「確認事項」に該当する場合において、中小会計要領に従って処理しているときは、「チェック」欄の「YES」を、中小会計要領に従って処理していないときは、「チェック」欄の「NO」を○で囲みます。
- 「NO」の場合は、「所見」欄にその理由等を記載します。
- 「所見」欄には、上記のほか、会社の経営に関する姿勢、将来性、技術力等の内容を記載することもできます。

所 見	
-----	--

「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書

信用保証協会 殿

『「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト」確認事項』

私は、平成____年____月____日から平成____年____月____日までの事業年度における自社の計算書類に関し、私が提供した自社の会計に係る原始記録、会計帳簿等を基にその計算書類の作成に関与した税理士（税理士法人）又は公認会計士（監査法人）に、『「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト』（以下「チェックリスト」という。）を用いた同要領への適用状況の確認を依頼したところ、当該税理士又は公認会計士より別紙のとおり、チェックリストを受領し、その適用状況を確認しました。

ついては、「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度を利用いたしたく、チェックリストを提出いたします。

平成 年 月 日

企 業 名

代表取締役

氏 名

注）代表取締役の自署によりご記入下さい。

個人情報の取扱い等に関する同意事項

1 個人情報の取扱いに係る同意

私は、貴協会が別紙（企業名）____殿の平成____年____月____日から平成____年____月____日までの事業年度における計算書類について確認したチェックリスト及びこの同意事項に記載された私の氏名、事務所の名称及び所在地、連絡先電話番号、所属税理士会名、税理士登録番号若しくは税理士法人番号又は公認会計士登録番号若しくは監査法人登録番号を、本割引制度の適切な運用のために必要な範囲で利用することに同意します。

2 チェックリストに事実と異なる記載があると信用保証協会が判断した場合における個人情報の取扱いに係る同意

私は、チェックリストに事実と異なる記載があると信用保証協会が判断した場合、私の氏名、事務所の名称及び所在地、連絡先電話番号、所属税理士会名、税理士登録番号若しくは税理士法人番号又は公認会計士登録番号若しくは監査法人登録番号を、本割引制度の適切な運用のため、日本税理士会連合会及び所属税理士会又は日本公認会計士協会、中小企業庁及び一般社団法人全国信用保証協会連合会並びに貴協会以外の信用保証協会に提供されることに同意します。

平成 年 月 日

税理士会所属税理士・税理士法人登録番号

公認会計士・監査法人登録番号

注）公認会計士及び税理士の両者に登録されている場合には、公認会計士登録番号、所属税理士会名及び税理士登録番号のすべてをご記入下さい。

税 理 士

公認会計士

印

（注意事項）

- ・ 割引の対象とならない保証制度が一部あります。
 - ・ チェックリストに事実と異なる記載があると信用保証協会が判断する場合は、保証料割引を行わないこととします。
- また、事実と異なる記載があると信用保証協会が判断するチェックリストが、複数回にわたり同一の税理士・税理士法人、公認会計士・監査法人（以下、「税理士等」という。）から提出された場合において、当該税理士等から提出されるチェックリストの添付をもって、計算書類の信頼性向上に寄与することが認められないと信用保証協会が判断するときは、当該税理士等が確認したチェックリストについては、本割引制度の利用を1年間認めないこととします。